

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきました。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現』が21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

また、県では、平成14年12月に「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、平成28年3月には、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定しました。

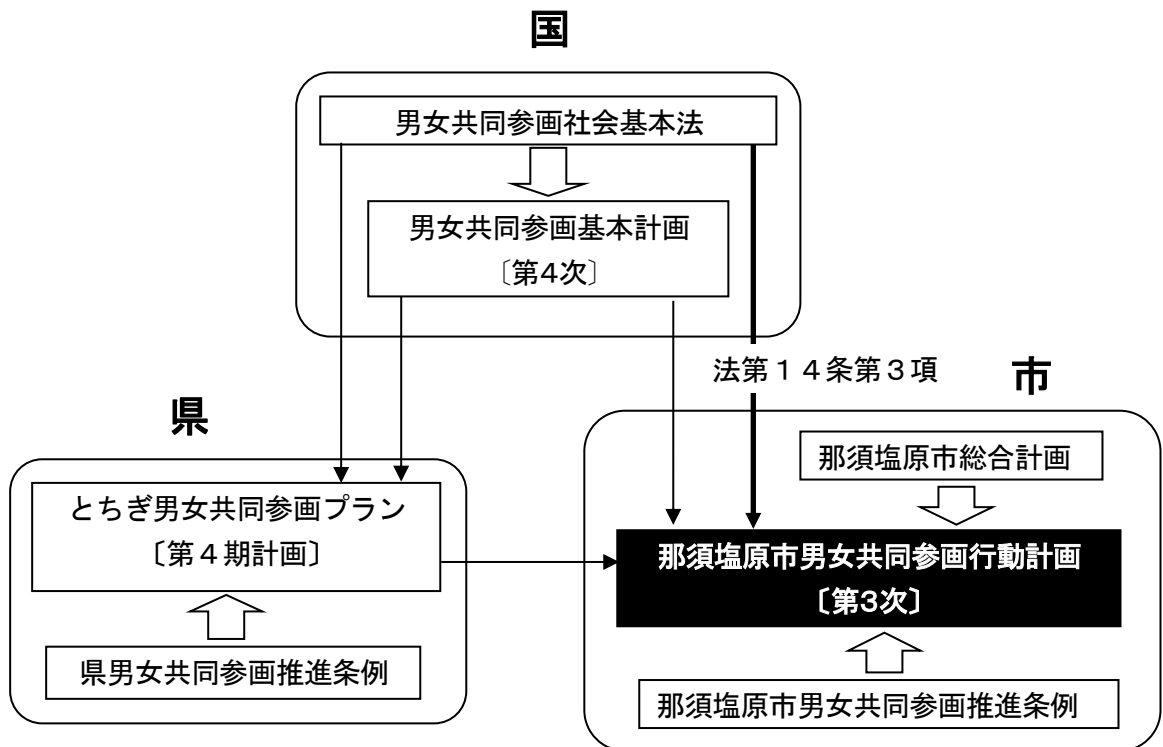
本市においても、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の目的を達成するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成19年3月制定）から現在の「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成24年3月策定）に沿って、市民、事業者及び国・県とともに男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、男女共同参画についての市民の理解や取組みは広がりつつあるものの、意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や習慣の他、ワーク・ライフ・バランス、配偶者等への暴力や各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画など、多くの課題が残されています。また、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進するための基本方針や事業主の行動計画の策定、支援措置等が示されました。

こうした動向を踏まえ、これまでの取組みのさらなる推進と新たな課題に対応して行くため、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「那須塩原市男女共同参画推進条例」第7条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行する計画です。
- (3) 第2次「那須塩原市男女共同参画行動計画」を継承し、かつ新たな課題に対応するための計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、那須塩原市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を盛り込んだ計画です。
- (5) 「第2次那須塩原市総合計画」の施策の方向とそれを受けた施策を明らかにする部門別計画です。
- (6) 「第4次男女共同参画基本計画」(国計画)及び「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」(県計画)を勘案した計画です。



3 計画の期間等

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

本計画の実施状況については、毎年、条例第16条に基づく報告書を作成し、公表します。